

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年 6月 9日

分任支出負担行為担当官

山形森林管理署最上支署長

伊東 弘至

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

自動車点検業務（自動車点検項目ごとの単価契約）

第1号物件 令和8年度山形森林管理署最上支署官用自動車点検等業務

(2) 調達件名の特質等

別紙 官用自動車点検等業務仕様書による

(3) 契約日

落札決定した日の翌日から起算して7日以内

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

落札者の自動車分解整備事業場等

ただし、落札者は、各庁舎より官用自動車を引き取り、点検・整備・検査の上車両引渡場所へ納車するものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）種類：「役務の提供等」、地域：「東北地域」、営業品目：「車両整備」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 入札説明資料の交付を受けていること。

3 入札方法等

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、自動車重量税と自賠責保険料については非課税とする。なお、契約は落札価格に基づく単価契約となるので、入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の内容と一致させること。
- (3) 入札内訳書は、次のアからイによる。
 - ア 電子調達システムにより入札を行う場合は、同システム内の入札書入力において、入札内訳書をPDFにて保存すること。
 - イ 紙入札の場合は入札内訳書を入札書と同封し、投函もしくは郵送すること。

4 契約条項を示す場所及び入札説明資料の交付及び期間

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明資料を交付する場所並びに問合せ先
〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11
山形森林管理署最上支署 総務グループ 経理担当
電話 0233-62-2122
- (2) 入札説明資料の交付
公告の日より令和8年6月25日（木）17時00分まで交付する。
入札説明資料については、電子調達システムからダウンロードすること。紙入札方式により入札に参加する場合は、上記4（1）にて入札説明資料の交付を受けなければならない。
なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので上記4（1）に申し出ること。

5 提出書類の提出方法及び期間等

- (1) 提出書類
この一般競争に参加を希望する者は、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供（車両整備）」における資格審査結果通知書の写し及び車両の点検・整備・検査が可能であることを証するため、別紙「自動車分解整備事業場一覧」を作成し「自動車分解整備事業場一覧」に記載した事業場が運輸局から指定又は認証を受けている指定書又は認証書の写しを添付し令和8年6月25日（木）12時00分までに4（1）へ提出しなければならない。
また、提出書類に関し支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和8年6月26日（金）17時00分までの間においてそれに応じなければならない。
- (2) 提出方法
ア. 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上で PDF ファイル形式により送信すること。

イ. 紙入札方式により参加する場合

上記 4 (1) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 入札書および入札内訳書の提出、開札の場所及び日時

(1) 提出日時

ア. 電子調達システムにより参加する場合

令和 8 年 6 月 29 日（月）9 時 00 分から令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時 00 分まで

イ. 紙入札方式により参加する場合

令和 8 年 7 月 1 日（水）9 時 45 分から 10 時 00 分まで

（ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札の受領期限については、令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時 00 分までに上記 4 (1) に必着とし、再入札には参加できない。

郵送先は上記 4 (1) とし、入札書および入札内訳書の日付は令和 8 年 7 月 1 日とする。）

(2) 開札日時及び場所

令和 8 年 7 月 1 日（水）10 時 00 分 山形森林管理署最上支署 入札室

7 その他

(1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札書の無効

入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(7) 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る役務契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の公布日は本公告の公告日とすることとしますので御承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページの発注者綱紀保持対策（<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>）を御覧ください。

別紙 1

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別添 1、令和 8 年度山形森林管理署最上支署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 契約相手方は、別添 2 の車両引渡場所一覧より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、A P I 規格（ガソリン車については S G 品質を、ディーゼル車については C F - 4 品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めるときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

令和8年度 山形森林管理署最上支署官用自動車点検等業務 予定金額内訳書

山形森林管理署最上支署

件名(項目)					数量 (a)	単位	単価(税抜) (b)	金額 (a)×(b)	
自動車重量税 ※消費税非課税	乗用車 (2年自家用)	車両重量1.0トン以下	※13年未満	1	台	16,400	16,400		
		車両重量1.5トン以下	※13年経過	1	台	34,200	34,200		
	検査対象軽自動車 (2年自家用)		※13年未満	1	台	24,600	24,600		
			※18年経過	3	台	8,800	26,400		
			※13年経過	1	台	8,200	8,200		
(A) 自動車重量税 合計					7	台	109,800		
自賠償保険料 ※消費税非課税	自家用乗用自動車	保険期間 24ヶ月契約 R8.11.1から		3	台	18,560	55,680		
	検査対象車軽自動車	保険期間 24ヶ月契約 R8.10.31まで		1	台	17,540	17,540		
		保険期間 24ヶ月契約 R8.11.1から		3	台	18,660	55,980		
(B) 自動車損害賠償責任保険料 合計					7	台	129,200		
継続点検 (車検) ※消費税抜き	基本点検技術料	乗用車 (2年自家用)	車両重量1.0トン以下	※13年未満	1	台			
			車両重量1.5トン以下	※13年経過	1	台			
		軽自動車(2年自家用)		※13年未満	1	台			
				※18年経過	3	台			
				※13年経過	1	台			
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用車 (2年自家用)	車両重量1.0トン以下	※13年未満	1	台			
			車両重量1.5トン以下	※13年経過	1	台			
		軽自動車(2年自家用)		※13年未満	1	台			
				※18年経過	3	台			
				※13年経過	1	台			
	下廻り防錆塗装料	乗用車 (2年自家用)	車両重量1.0トン以下	※13年未満	1	台			
			車両重量1.5トン以下	※13年経過	1	台			
		軽自動車(2年自家用)		※13年未満	1	台			
				※18年経過	3	台			
				※13年経過	1	台			
	車内及び外回り清掃					7	台		
	保安検査確認	乗用車 (2年自家用)	車両重量1.0トン以下	※13年未満	1	台			
車両重量1.5トン以下			※13年経過	1	台				
軽自動車(2年自家用)		※13年未満	1	台					
		※18年経過	3	台					
		※13年経過	1	台					
継続検査代行	乗用車(2年自家用)			3	台				
	軽自動車(2年自家用)			4	台				
エンジンオイル交換	対象7台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)			35	ℓ				
(C) 継続点検(車検)作業料 合計					7	台			
定期点検 (12ヶ月点検) ※消費税抜き	基本点検技術料	乗用車 (2年自家用)	車両重量1.5トン以下		10	台			
			車両重量2.0トン以下		2	台			
		軽自動車(2年自家用)				6	台		
	車内及び外回り清掃				18	台			
エンジンオイル交換	対象18台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)			90	ℓ				
(D) 定期点検(12ヶ月点検)作業料 合計					18	台			
(E) 消費税抜 作業料計 = (C) + (D)									
消費税額(10%) = (E) * 0.1									
(F) 消費税込 作業料計 = (E) * 1.1									
合計 = (A) + (B) + (F)									

車両引渡場所	車両No.	車台番号	メーカー	車種	住所・備考	電話番号
最上支署	山形580け3429	H58A-0719573	三菱	パジェロミニ	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11 ※R3大蔵森林事務所→支署へ変更	62-2122
	山形580ち6034	JM23W-650326	マツダ	オフロード		
	山形501と2051	J210G-2000428	ダイハツ	ビーゴ		
	山形501な7254	J210G-2000759	ダイハツ	ビーゴ		
	山形300め8861	SJ5-094700	スバル	フォレスター		
	山形300も611	GA4W-0502472	三菱	RVR		
	山形300ゆ3692	NT32-856302	ニッサン	エクストレイル		
	山形301す3682	GA4W-5300986	三菱	RVR		
	山形501も3009	MN71S-216013	スズキ	クロスビー		
大沢森林事務所	山形480あ2032	DA63T-317361	スズキ	キャリイ	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11	62-2784
	山形580と4838	DG64W-400593	マツダ	スクラムワゴン		
新庄森林事務所	山形300ね3133	SH5-024063	スバル	フォレスター	山形県新庄市沼田町6-19 ※R6.2新規購入	22-4027
	山形480ち9306	S710B-0004411	スバル	サンバー		
及位森林事務所	山形300ゆ3693	NT32-586271	ニッサン	エクストレイル	山形県最上郡真室川町大字及位453-8	66-2103
	山形480そ723	DR17V-427838	ニッサン	クリッパー		
向町森林事務所	山形580け3689	TW2-029133	スバル	ディアスワゴン	山形県最上郡最上町大字志茂266-1	44-2800
	山形301さ276	NT32-313793	ニッサン	エクストレイル		
金山森林事務所	山形501て8140	J210G-2000288	ダイハツ	ビーゴ	山形県最上郡金山町大字金山345-7	52-2041
	山形580と4839	DG64W-400606	マツダ	スクラムワゴン		
赤倉森林事務所	山形300ね3132	SH5-024074	スバル	フォレスター	山形県最上郡最上町大字富沢890-7 ※R8大沢森林事務所→赤倉森林事務所へ変更	45-2803
鮭川森林事務所	山形300ね3134	SH5-024067	スバル	フォレスター	山形県最上郡鮭川村大字川口3182-5 ※R5新庄森林事務所→鮭川森林事務所へ変更	55-2014
	山形580さ6163	TW2-032024	スバル	ディアスワゴン		
本郷森林事務所	山形300も612	GA4W-0502476	三菱	RVR	山形県最上郡戸沢村大字古口字古口187-7	72-9985
	山形480そ725	DR17V-427109	ニッサン	クリッパー		
名高森林事務所	山形501て8139	J210G-2000287	ダイハツ	ビーゴ	山形県最上郡戸沢村大字古口字古口187-7 ※R8支署→名高森林事務所へ変更	72-2032

合計25台